

国立市商工会

くにたちスタートアップ&チャレンジプロジェクト

～商工会はあなたを応援します～

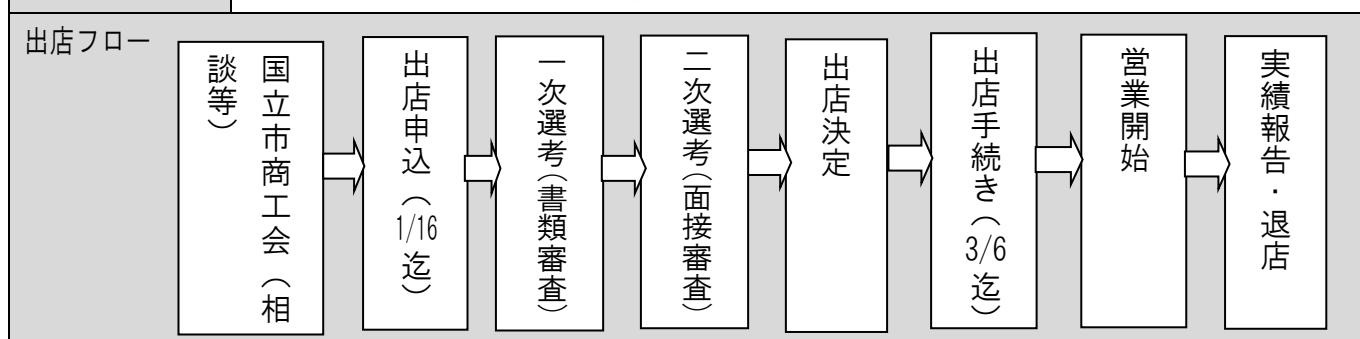
国立市商工会は、市内で起業しやすい街、事業を営みやすい街、学生に優しい街を目指すため、市内で新たな価値を生み出そうとする方（スタートアップ・ベンチャー・創業予定者等）、既存会員による新たな販路開拓を目指す方を対象に、国立駅近辺の店舗をチャレンジショップとして貸し出す「くにたちスタートアップ&チャレンジプロジェクト」（略称：くにSTAR☆）を実施します。チャレンジショップへの出店準備から出店後のサポート、出店期間満了後の本格開業の準備まで幅広く支援いたします。皆様のご応募お待ちしております。

出 店 场 所	<p>東京都国立市中1丁目9-44 「JR国立駅」南口から徒歩3分 国立駅南口、緑豊かな大学通りに面した立地です。大学通りは新東京百景にも選出されており、老若男女問わず人気のエリアで、幅広い客層が見込めます。 店舗面積：約40m² 地上6階建（出店は1階部分のみ）</p>
	 <div style="position: absolute; top: 45%; left: 30%; width: 15%; height: 15%; background-color: white; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> チャレンジショップ </div> <div style="position: absolute; top: 40%; left: 60%; width: 30%; height: 15%; background-color: white; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 店舗外観（第1期入居者） </div> 
店 舗 設 備	机、椅子、照明器具、POSレジ（ドロワー、レシートプリンター込み、※クレジットカードリーダーを除く）、ポケット型Wi-Fi、エアコン、自動火災報知機、防犯カメラ（24時間録画）、玄関マット
募 集 事 業 数	1事業者
募 集 業 種	<p>小売・サービス業</p> <p>※設備の関係上、調理を伴う業態の出店は出来ません。（ドリップコーヒーなど軽微な調理行為による提供も不可）店舗内外における演芸はできません。（例：演奏の様な大きな音を発する行為等）このほか出店が難しい業態もありますので、事務局までお問い合わせください。</p> <p>※出店に際し許可や届出が必要な業種については、申込者の責任において関係機関への申請手続き等を行ってください。</p> <p>※食品小売業の場合は、容器に入れられている又は包装されており、食品表示ラベルが貼付されているもの、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること等の条件があります。</p>

出店費用	<p>利用料：月額 49,500円（消費税/商店会費含む） ※出店前に利用料3か月分を前納いただき、残額は出店3か月後に納付いただきます。</p> <p>水道光熱費：実費負担（出店後、毎月の使用料に基づき請求します） ※出店期間中は店舗区域の商店会に加入いただきます。可能な限り、商店会事業への参加をお願いします。</p> <p>その他、店舗に備え付けの物以外については自己負担とします。</p> <p>（費用例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳列に必要な追加什器やショッピングバック等 ・チラシやホームページなど広告宣伝に係る費用 ・追加のスポット照明 その他、消耗品類
出店期間	<p>令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水） ※出退店のための準備期間を含め6か月。</p>
営業時間	<p>営業日：原則週6日（土・日・祝日も営業） 営業時間：10時～20時の間で8時間以上（例：11時～19時） 定休日：毎週●曜日（月～金の内、申込者の希望する曜日）</p>
申込資格	<p>以下の①、②いずれかの要件に該当すること。</p> <p>①市内で創業を目指している。今後市内で創業予定又は市内で創業5年未満であること。（※チャレンジショップ既存入居者の申込も可。ただし、合計出店期間は、最大1年間とする。）</p> <p>②国立市商工会員事業者で新商品の開発、販路拡大又は商品のテストマーケティングに挑戦すること。</p>
欠格事項	<p>申込者が以下の事項に該当する場合は、申し込むことができません。</p> <p>①現在、申込者が成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者である。</p> <p>②現在、破産法、会社更生法、会社法上の特別清算その他倒産法上の適用を受けている。</p> <p>③暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の第2条第2号から4号及び6号の規定に該当する。また、暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者である。</p> <p>④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を営む者でないこと。</p> <p>⑤直近の国税及び地方税の未払、滞納がある。</p> <p>※分割払いの場合は現時点での請求に関しての未払い、滞納があること。</p>
申込方法	<p>提出書類の必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、令和8年1月16日（金）までに国立市商工会へ郵送又は持参にてお申し込みください。</p>
提出書類	<p>①くにたちスタートアップ&チャレンジプロジェクト出店申込書（様式第1号） ②事業計画書・誓約書（様式第2号） ③事業に必要な資格・免許・届出等の写し（必要な場合のみ）</p>

	<p>④市税完納証明書（学生等が出店の場合は不要）</p> <p>⑤住所、氏名、生年月日が申請書と相違ないことを確認する書類（運転免許証、健康保険被保険者証等の写し）</p> <p>⑥食品商品リスト、食品品質表示シート、生産物賠償責任保険（PL保険）への加入証明書（食品商品の出品を行う場合のみ）</p> <p>⑦商品の写真、カタログ等</p> <p>※提出いただいた書類は返却できませんので、予めご了承ください。</p> <p>※上記の他、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。</p>
--	--

スケジュール	<p>申込受付開始：令和7年12月1日（月）</p> <p>申込受付締切：令和8年1月16日（金）17時30分迄</p> <p>一次選考（書類審査）：令和8年1月下旬（審査結果は全員に通知します）</p> <p>二次選考（面接審査）：令和8年2月上旬（書類審査通過者のみ面接審査を実施）</p> <p>出店決定通知：令和8年2月下旬</p> <p>出店手続き：令和8年3月6日（金）17時30分迄</p> <p>出 店：令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）</p> <p>実績報告：出店終了後、速やかにお願いします。</p>
--------	--



経営支援	<p>出店決定以降、アドバイザーによる以下のサポートを受ける事ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営改善及び集客アドバイス ②開業に関する相談・情報提供 ③チャレンジショップ出店期間満了後の本格開業への支援 ④士業斡旋支援（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等） ⑤オンラインショッピング用の商材の保管場所や発送管理、ラッピング等のサービス（有料）を行える企業斡旋 ⑥内装工事業者斡旋支援 ⑦各種レンタルサービス斡旋支援 等
------	---

現地見学 (希望者)	<p>申込を検討される方を対象に店舗見学を行います。</p> <p>参加を希望される方については、お電話（TEL:042-575-1000）にてご予約ください。</p> <p>開催日</p> <p>第1回：令和7年12月1日（月）10時～11時</p> <p>第2回：令和7年12月22日（月）16時～17時</p>
---------------	--

	<p>※直接現地へお越しください。</p> <p>※会場の都合上、人数を制限させていただく場合がございます。予めご了承ください。</p>
注意事項	<p>①申込者本人が出店者となり、本物件の賃借権を第三者に譲渡し又は物件を第三者に転貸してはならない。</p> <p>②大企業が実質的に経営等に参画していない者。また、大企業又は大企業が実質的な経営等に参画している企業のフランチャイズ加盟者でない者。</p> <p>③申込日以降、国立市商工会が主催・共催する経営知識の習得研修を可能な限り受講すること。</p> <p>④地域・商店会の活動に積極的に参加し地域に溶け込む努力ができること。</p> <p>⑤事業実施に必要な許認可を得ている、かつ必要な資格の取得が出店までに済んでいること。</p> <p>⑥土・日・祝日を含め週6日、営業時間内に店舗に常駐し営業できること。</p> <p>⑦店舗設備について申込者の起因による修理費は、自己負担できること。</p> <p>⑧店舗における顧客等とのクレームやトラブルについて自身で対処できること。店舗内における事故・盗難等による損害については、当会は一切の責任を負いません。</p>
利用の取消等について	<p>①提出書類の内容に虚偽の記載があった場合。</p> <p>②出店資格を満たさなくなった場合。</p> <p>③店舗を目的以外に使用又は利用する権利を譲渡、若しくは転貸した場合。</p> <p>④店舗の鍵を複製することや第三者へ貸与した場合。</p> <p>⑤政治活動、宗教活動等の勧誘活動を行った場合。</p> <p>⑥暴力団又はその構成員が利用した場合、その他、暴力団の活動の利益となる行為を行った場合。</p> <p>⑦その他不適切な事項が認められた場合。</p>
審査について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の独自性、妥当性や応募動機等により判断します。 ・申込者には面接審査の日時・場所等についてお知らせします。 ・審査結果に影響を与える不正行為が行われた場合は失格とし、審査の対象としない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査結果は全員に通知します。審査内容は非公開です。審査に関する個別の問い合わせにはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。 ・申込者情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理いたします。 ・記載のない事項については、国立市商工会にて協議・決定することとする。
問い合わせ先	国立市商工会 担当：佐貫・伊藤・吉原（平日 9:00～12:00・13:00～17:30） 住所：国立市富士見台 3-16-4 TEL：042-575-1000 FAX：042-574-1888